

令和6年度
松本市社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会



目 次

令和6年度事業計画策定にあたって	1～2
I 地域福祉の推進	
◆基本目標・重点目標	3～4
◆事業概要	
1 地域福祉活動の推進	5～9
2 ボランティア活動の推進	10～12
3 生活支援体制の構築	13～14
4 児童・高齢者福祉の推進	15～16
II 暮らしの支援と権利擁護	17～19
III 介護サービスの提供	20～22
IV 障がい者福祉の推進	23～28
V 組織の基盤強化・発展	29～30

令和6年度事業計画策定にあたって

【松本市社会福祉協議会の使命】

私達は、誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができる、福祉のまちづくりを推進します。

1 社会福祉を取り巻く状況

年初に発生した能登半島地震は、半島特有の交通事情に支援の難しさを痛感させられました。今後、現地と調整のうえ、復興に向けた支援を継続します。

新型コロナウイルス感染症は、対策が経常化し社会経済活動も従前の活気を取り戻しました。一方で少子高齢化による労働力人口の減少が多くの産業に影響を及ぼしていて、福祉業界においては一層の人手不足が見込まれています。介護・障害福祉サービス従事者の処遇改善施策が実施されていますが、サービスの質と生産性の向上を条件とする方向で報酬改定が行われていて、この流れに追随していくためには、人事制度の見直しや情報通信技術等による業務の効率化が求められています。

地域福祉においては交通弱者や担い手の不足が大きな課題となっています。また、考え方や生活スタイルの多様化により、町会内の募金活動や情報共有など共助のあり方が問われ、合意形成のための継続的な営みが必要となっています。

2 基本方針

本会創立70周年を契機に令和4年度に策定した、「使命・理念・基本目標」に基づき事業を推進し、地域における支え合いの仕組みづくりと、住民一人ひとりの生活課題の解決に向けて、多職種が連携して取り組みます。

3 理念の実現にあたって

令和5年度に策定した経営安定化計画を実行し、進行中の人事制度改革と合わせて持続可能な組織運営を行います。

また、本会の活動を住民及び福祉関係者にわかりやすい形で広報することで、地域や個別の福祉課題の解決につなげます。

また、業務継続計画が義務化されたことを契機に、能登半島地震での被災者の福祉課題を教訓として、あらためて平常時における備えを検証し、組織及び職員個々の災害対応力を強化します。

理念1：人と人とのつながりが広がる社会の実現

～地域の中で、人と人との様々なつながりがより多く広がることで、孤立する人のいない社会の実現を目指します。

第4期松本市地域福祉活動計画の中間見直しに沿って、特に各地区での聞き取りから挙げられた課題や、各地区で行った地域福祉懇談会で挙げられた課題を重点課題として、各地区の状況に応じて地区と協働して取り組みます。

また、子どもを中心に置いた多世代交流の地域展開を推進し、地域づくり、児童の健全育成、高齢者の健康と生きがいづくりの相乗的な効果を狙います。

理念2：利用者の想いに寄り添う福祉サービスの実現

～個人の尊厳を守り、利用者の自己決定が尊重される質の高い多様な福祉サービスの実現を目指します。

(1) 介護サービスの提供

令和6年度介護報酬改定で示されたこれから先の介護保険制度の方向性を適切に捉え、計画的に各サービスの事業展開を図るとともに、昨年度に引き続き増収に向けた取組みを推進し介護保険事業の経営改善を行います。

また、感染症や災害発生時の業務継続や、高齢者虐待防止のための体制を強化します。

(2) 障害者福祉の推進

本会の障害者支援方針に基づき、一人ひとりの個性を尊重したサービスの提供を行います。施設が、共に考え、共に生き、共に笑える場所となるよう、職員の資質向上を図り、チーム力を高めます。

また、地域共生社会の実現に向けて、住民との交流を活性化し、障害特性についての理解を促進します。

理念3：地域に根ざした福祉ネットワークの実現

～地域福祉・生活福祉・在宅福祉・障害福祉の支援体制を充実させ、関係者間の連携強化により、より幅の広いネットワークの実現を目指します。

経済的に困窮している世帯をはじめ、障がいやひきこもり等により就労に困難を抱えている方の支援を、関係機関と連携して行います。支援を必要としている人へ積極的に働きかけ、アウトリーチによる伴走型の支援で日常生活の安定と社会参加を促進します。

また、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方の権利を擁護し、生活を守るために、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用を推進します。

I 地域福祉の推進

基本目標

- ▶ ボランティアや児童生徒も含め、住民の誰もが参画する、地域福祉のコミュニティづくりのため、新たな発想と視点による福祉活動に取り組みます。
- ▶ 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。

◆ 重点目標

1 第4期松本市地域福祉活動計画の推進

令和5年度に中間年度を迎え、これまでの取組みの評価・検証（中間年度見直し）を行い、重点項目及び個別の取組みについて見直しを行っている第4期松本市地域福祉活動計画（以下「第4期計画」という。）について、計画期間である令和7年度の目標達成に向け積極的に計画を実行します。

（1）第4期計画の中間年度見直しに基づいた取組み

中間年度見直しの時期となる年度当初までに、中間評価に基づく計画の見直し案について地区社会福祉協議会等関係者と協議のうえ見直し計画を策定し、各地区の地区担当職員と地区生活支援員をはじめ、生活・介護・障がい等の職員も参加してオール社協として地域と協働して個別の取組みを実行します。

（2）地域福祉懇談会において挙げられた福祉課題の解決に向けた取組み

令和3年度から令和5年度にかけて開催した35地区での地域福祉懇談会において出された意見・要望に対し、行政等関係機関に関わるものは該当する機関につなぎ、社協内部で検討したものは地区へフィードバック（回答）していきながら、住民組織及び地域づくりセンター等関係機関と協働して地域の課題解決に取り組みます。

（3）ボランティアの育成

ボランティア事業運営方針に基づき、地域に開かれたボランティアセンターの機能を充実させ、地域の担い手となるボランティア人材の育成を行う拠点として引き続き事業展開を行います。

（4）多職種連携

地域福祉と介護・障害福祉のネットワーク強化のため、地区担当職員及び地区生活支援員が持つ情報を介護・障害福祉事業の職員と共有し、一体となって地域福祉の課題解決に取り組みます。

2 生活支援体制の整備

各地区に配置している地区生活支援員が、地域住民や関係職員等と連携し、地区での高齢者等の日頃の困りごとを支援する支え合いの体制づくりと強化に取り組めます。

また、支え合いの仕組みのひとつである有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」について、各地区に配置されている地区生活支援員が中心となって事業を行うことで、地区の支え合いの体制を強化します。

3 児童福祉と高齢者福祉の連携

「児童福祉業務運営における活動方針」に基づき、本会が長年培った児童センターでの児童福祉と、プラチナセンターの運営や高齢者クラブ連合会との協働で得た知見や経験を生かし、地域の中で積極的に子どもと高齢者が関わり合い、相乗的な両福祉の向上を進めます。

(1) 地域との連携による児童館運営

地区の町会役員や福祉関係団体などで構成する児童館運営委員会や保護者等の協力のもと、本会が実施する福祉・ボランティア体験事業等を活用して地域に根づいた行動が行える児童を育成します。

(2) 高齢者の生きがいがづくり

プラチナ大学や、各種講座を開催し高齢者の生きがいがづくりに取り組めます。また、高齢者の経験や技能を地域福祉や児童福祉において活かすことで、地域や世代を越えたつながりを築くことを支援します。

(3) 児童の見守りや世代間交流の実施

地区生活支援員との連携を構築する中で、市地域づくりセンターや地区公民館の協力を得て、プラチナ世代が担い手となり、子どもを中心に置いた多世代交流の場や児童センターを補完する居場所をつくります。

4 共同募金、日赤活動資金の周知・広報活動の取組み

事務局として共同募金活動、日赤活動への理解を深めていただくため、募金等の使途や取りまとめ方法等について、上部団体と連携して、引き続き周知していくとともに、街頭募金活動等広報活動に取り組めます。

◆ 事業概要

1 地域福祉活動の推進

(1) 中間年度見直しに沿った各地区への具体的な取組みの働きかけと地域との協働

ア 地区担当職員による「つむぎちゃんプラン助成金」を活用した事業の企画、運営の支援や助成金の活用方法の情報提供

「つむぎちゃんプラン助成金」の内容について、地域の実情に応じて柔軟な活用ができるよう取り組みます。

(ア) 地区課題の把握・解決事業

ニーズや課題把握のためのアンケート調査、地域包括ケアにかかる研修等

(イ) ボランティア等人材育成事業

ボランティア及び生活支援の担い手の育成、つむぎちゃんサポートの仕組みの活用

(ウ) 住民学習サポート事業

地区社協だよりの発行や、各種講座や学習会

(エ) 見守り・支え合い事業、マップ作成事業

高齢者・子ども等の日常的な見守りや声掛け、地区・町会単位でのささえあいマップや防災マップ等の作成

(オ) 地域ふれあい推進事業

地区や町会で実施する身近で集い、出会い、交流し、活動する場（通いの場）づくりとしてのサロンやお茶飲み会など

(カ) 住民主体事業

a (ア)～(オ)の事業や、その他地域で重点的に取り組む事業への活用

b ゴミ出しや草取りなどの生活支援

c 移動手段が乏しい地域で高齢者等を対象とした移動支援体制づくりや運営

d 子どもの登下校や高齢者の見守り支援等に関わる費用

イ 地区担当職員や地区生活支援員が、個別の取組みのなかから、地域福祉懇談会において挙げられた福祉課題や各地区の実情に沿った個別の取組みを抽出し、重点的・継続的に取り組みます。

(2) 住民同士の支え合いによる地域福祉の推進

ア 引き続き地区担当職員と地区生活支援員が共に地域福祉活動に参画し、各地区の地区社協(支会)及び分会社協(町会)が主体的・自発的に行う地域福祉課題の解決に向けた取組みを支援します。

イ 地域福祉の担い手育成

(ア) 地域デビュー講座の開催（年4回講座）

地域福祉やボランティアに興味がある市民や、自らの技能や知識を地域での活動に活かしたい市民が、地域福祉活動について幅広く学び、具体的に地域福祉活動に取り組むきっかけとするための講座を開催します。また、地区・町会単位で開催する地域デビュー講座の開催を支援します。

- ・内容 ボランティア活動、世代間交流、地域の居場所づくり等の実践活動についての講義と実習

(イ) 高齢者運転講習の開催

高齢になっても安全に車で移動ができるように、警察の方から高齢者の運転について注意するポイントを学ぶとともに、必要に応じて地区担当職員や地区生活支援員が中心となり、地域と協働して地域ごとに衝突回避支援システム等安全機能を持つ車の体験試乗を実施します。

〔拡〕(ウ) 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の活用（四賀地区センター）

毎週月曜日開催の「ぷくぷく亭エル」をはじめ、高齢者サロン開催により幅広い年代層が楽しく集える企画運営を行い、併せてニーズ把握の場、それに伴う担い手作りの場づくりを進めます。

〔拡〕(エ) 「地域住民講座」の開催（四賀地区センター）

松本看護大学との連携によるフレイル予防を目的とした「地域住民講座」を開催します。

(オ) 「まるごとヘルパー大作戦」の開催

社協職員（ヘルパー）による簡単な料理作りや介護技術を学ぶ「まるごとヘルパー大作戦」を各町会サロンに出向いて開催し、サロンの持続可能な活動を支援します。

(3) 見守り安心ネットワーク事業

ア ささえあいマップ等の手法を活用した見守り支え合い体制づくり

常会、隣組等の小地域で住民同士が話し合い、情報を共有して普段からの要支援者の見守りや災害時における避難支援に備える「ささえあいマップ」作成の手法により見守り支え合い体制づくりを進めるため「ささえあいマップ作成支援パンフレット」を活用しながら、「マップを完成させること」にこだわらず、小地域（常会、隣組）等で話し合い、お互いを知る中で、地域の実情に合った見守り支え合い体制づくりを支援します。

イ 避難行動要支援者名簿を活用した、個別避難計画づくりへの協力

ウ 孤立死を防ぐ地域での見守り体制の見直しと強化（四賀地区センター）

もしもの時の玉手箱（緊急連絡先把握の仕組み）の見直しを継続するとともに、近所同士の見守りの大切さを伝え、身近で活用できる「ささえあいマップ」の取り組みを支援します。

エ 災害に備えた体制づくり

（ア）被災地復興活動講座

災害を経験し、その後の復興活動に携わってこられた方や団体等から避難生活や体験談を伺うことを通じて、災害時の備えや、日頃からの助け合い、支え合いの重要性について考える講演会等を開催します。

（イ）地域防災関係の講習の実施

防災に対する意識向上のため、身近な公民館等で地区や町会毎に防災に関する講座を開催します。また、日赤奉仕団等関係団体と連携して炊き出し訓練等を実施します。なお、随時の開催とし、全地区で開催できるよう取り組みます。

また、各地区が行う個別避難計画づくりにおいて、ささえあいマップの取り組みにつながるよう積極的に支援します。

（４）福祉啓発活動

ア つむぎちゃん出前講座の実施

社協独自の福祉学習会「つむぎちゃん出前講座」を、地区・町会等からの依頼やサロンなどの行事において、地区担当職員等が防災、傾聴、エンディングノート、いきいきサロン、見守り安心ネットワーク（ささえあいマップ）等の講座を地域に出向き行うとともに、介護保険のしくみや障がい者の地域とのつながり等、介護・障害分野の講座には介護・障害部門の職員が講座を行います。

イ 電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害防止対策

電話でお金詐欺による被害が後を絶たないことから、被害防止対策ガイドラインに基づき、デイサービス及び訪問介護サービス等の職員がチラシや注意喚起資材を活用し、利用者等との直接対話による注意喚起を行います。また、社協つむぎちゃん劇団での啓発や、地区担当職員・地区生活支援員が、ふれあいきいきサロン等地域住民が集う行事等において注意喚起を行います。

ウ 「つむぎちゃん通信（広報誌社協まつもと）」の発行

本会の広報誌である「つむぎちゃん通信」を年４回発行します。

より多くの地域住民に関心を持っていただくため、親しみやすく・わかりやすく・読みやすい記事となるよう紙面や構成の工夫し、社協の紹介や、意見募集、社協会費・共同募金・日赤活動資金の使い道などを掲載し、情報発信力を強化します。

- ☒ エ 本会公式キャラクター「つむぎちゃん」を活用した啓発活動
本会を周知するために「つむぎちゃん」のPRグッズを作成し、様々な行事・事業で活用します。
- オ 市社会福祉大会の開催
長年、地域福祉に尽力された方を表彰し、「地域福祉」を参加者全員で考える機会とする社会福祉大会を実施します。
- カ 共同募金、日赤活動資金、社協会費の周知
募金等の目標額、使途、取りまとめ等について、つむぎちゃん通信等様々な手段で周知を行うほか、必要の都度、松本市町会連合会へ募金等へのご理解・ご協力を得られるよう働きかけます。
- キ 児童生徒及び市民を対象にした福祉教育の取組み
(ア) 高校、小中学校、児童センター等での福祉教育の実施
障がい者等の協力による講話や車いす・アイマスク等の体験等を通じ、児童・生徒が自ら福祉について考える体験学習の実施
(イ) 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成
(ウ) 社会福祉普及校連絡会の開催による連携強化
(エ) 各地区、町会等のサロン等「集いの場」において、福祉体験等を通じ、福祉について考える体験学習を実施するとともに、福祉体験ボランティアの担い手を育成
- (5) 地域福祉、生活福祉、介護福祉、障害福祉の一体的な地域福祉活動の推進
ア 本会の地域福祉関係4課（地域福祉課、西部・四賀・北部 各地区センター）で構成する地域福祉推進会議を定期的開催し、統一した地域福祉活動を進めるため、地区担当職員と地区生活支援員が地域特有の課題解決のための情報共有や取組方法等を検討し、地域ごとの具体的な活動方法を示したうえで、活動の検証と見直しを定期的に行います。
また、地区担当職員や地区生活支援員のOJT研修等により、地域福祉に関わる専門職としての資質向上に取り組みます。
- ☒ イ 地域福祉と介護・障害福祉のネットワーク強化による一体的な地域福祉の取組み
(ア) 介護部門（本所、西部、四賀、北部）で開催している4事業所連絡会議と地域福祉推進会議を合同で開催し、各地区における個別の課題（老々介護、認知症等）や各事業所で必要とする地区の支援等について随時、地区担当職員や地区生活支援員とも情報共有等を行い、積極的な多職種連携による多種多様なサービスの提供につなげます。

(イ) 障害部門の各事業所の代表者と地域福祉推進会議の代表者との合同会議を開催し、各地区における個別の課題（就労や地域での見守り等）について随時、地区担当職員や地区生活支援員とも情報共有等を行い、地域と協働して地域での見守り体制につなげます。

(6) 福祉団体事務局事務

拡 ア 共同募金会及び日本赤十字社事業の推進

長野県共同募金会松本市共同募金委員会及び日本赤十字社長野県支部松本市地区の事務局として運営事務や集金事務を担うとともに、戸別募金のあり方等について県組織と協議を進めるほか、募金の取りまとめに関する留意事項等の情報を周知・啓発します。

イ 松本市民生委員・児童委員協議会の運営支援

民生児童委員活動を支援する事務局として、民生児童委員の負担軽減等、市と協力して活動を支援します。

ウ 福祉団体への支援及び団体事務

市内の地域福祉団体（松本市遺族会、松本市保護司会、松本市ひとり親家庭福祉会）の事務局として、自主的な団体活動が行えるように必要な支援を行います。

2 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアコーディネーター機能の充実とコーディネーター活動

ア ボランティア活動に関する相談、活動情報の提供

活動の希望内容に合わせて、活動先や活動内容の提案を行います。

また、活動情報や講座の案内等の周知により、地域の担い手であるボランティア参加者を募ります。

イ ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供

依頼内容に合わせて、ボランティアやボランティア活動団体についての紹介を行います。また、ボランティア活動情報の積極的な周知により活動を充実させます。

ウ ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整

活動の希望者と依頼者のニーズを把握し、マッチングを行います。また、活動結果を積み上げてその後のマッチング調整に反映します。

エ 市民活動サポートセンターとの連携

ボランティア情報の共有や、ボランティア関連講座を共同開催します。

オ ボランティアコーディネーター研修への参加

市民のボランティアへの関心と理解を深め、その思いとニーズを適切にコーディネートできるように、ボランティアコーディネーター研修等への参加により資質向上を図ります。

(2) ボランティア事業運営方針に沿ったボランティアセンターの活性化

ア ボランティアグループや地区ボランティア部会、学生ボランティア活動等との連携、交流・情報交換などを日常的に進めるとともに、多機関が情報を共有し、協働できるように情報交換の機会を設けます。

イ ボランティアセンタールームの活用

ボランティア情報の提供・交換やグループのミーティング・交流、また研修・セミナー、ボランティア関連の作業を行う場など、ボランティアセンタールームをボランティアの拠点として活用します。

(3) 松本市ボランティア交流集会の開催

ボランティア間の情報交換を毎年行うことで、活動の活性化や、全体のボランティア活動を底上げするために交流会を開催します。

(4) ボランティア活動の啓発

ア ボランティア「ありがとう」の集い

イ ボランティア感謝祭（四賀地区センター）

日頃からボランティア活動に取り組まれている方々に感謝の気持ちを伝え、今後の活動の活力にさせていただくとともに、活動者同士の交流と情報共有の場とするために本会がボランティア活動を支援する集いを開催します。

(5) ボランティア講座の開催

ボランティアに関心がある方や、既存のボランティアグループ等の活動者を対象にスキルアップや担い手育成等の講座を開催します。

(6) 調査・研究活動の推進

ボランティア活動の傾向やニーズについて、ボランティア活動保険加入時の確認によるアンケートや、SNSを活用した調査・研究を行い、今後のボランティアセンターの活動に反映します。

(7) 災害ボランティアセンター設置運営等に関する検討・訓練等の実施

ア 災害ボランティアセンター設置・運営訓練等の実施

イ 協力団体等との連携強化、協定締結の推進

拡 ウ 災害ボランティアセンターサポーターの募集と情報交換会の開催

非常時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、災害ボランティアセンタースタッフとして協力していただける市民（災害ボランティアセンターサポーター）を募り、研修・訓練を充実させるとともに、サポーターや防災関係者と情報共有などを密に進めていきます。

新 エ 災害ボランティア登録者の推進

令和6年能登半島地震の状況を踏まえ、被災後すぐに外部からのボランティア支援が見込めないことも想定し、地元ボランティアとして活動できる市民を募り、松本市または近隣で被災した場合のボランティア人材を確保します。

(8) ボランティア保険の周知及び加入促進

ボランティアに安心して活動していただくため、ボランティア保険の周知により加入を促進します。

拡 (9) ボランティア活動の場の提供

様々なボランティア活動を紹介し、支援していくことで、気軽に誰でもボランティア活動に参加できる機運を高めていきます。

ア ボランティア自主企画（星空☆映像祭等）

地域の方が集い、交流する場を学生等が企画から携わり、募集と運営に参加することで、多様なボランティア活動を知るきっかけとして、今後のボランティア活動への参加を促します。

イ 社協つむぎちゃん劇団

ボランティアによる劇団員が、地区の町会サロンやイベント等で、地域住民と一緒に「電話でお金詐欺被害防止」の寸劇を行うことで、地域の皆さんにとって楽しく、わかりやすい周知により注意喚起を行います。

また、新たな演目（認知症の啓発、防災、見守り等）について作成を目指します。

ウ 炊き出しキャラバン隊

希望する地域、イベント等にボランティアによる「炊き出しキャラバン隊」が出張し炊き出しをすることで、子どもや高齢者等への食事支援、地域交流のきっかけづくり、防災・減災意識を啓発します。

新 エ 交流ボランティア活動（西部地区センター）

福祉団体、ボランティア団体が地区内の小中学校、高校、また児童センター等からの依頼を受けてさまざまなボランティア活動ができるよう調整し、児童生徒と地域との交流に取り組みます。

3 生活支援体制の構築

(1) 生活支援体制整備事業

地区生活支援員と地区担当職員が、高齢者等の生活支援・介護予防の体制づくりを進め、住み慣れた地域で安心して暮らしていただける社会の構築を目指して、住民及び関係機関と連携し、各地区の実情に沿ってニーズ把握や担い手の育成、地区独自サービスの立上げやコーディネートを行います。

ア 困っている高齢者等を把握し、既存のサービスや活動につなげる。

イ 不足するサービスの創出や課題解決のための仕組みづくり。

ウ 担い手の育成・グループ化

〔拡〕(2) 有償生活支援事業

地区生活支援員が中心となって、有償生活支援事業の協力会員と利用会員のマッチング等の業務の地区拡充をさらに推進し、すべての地区において住民相互の助け合いの仕組みが広がることを目的に体制整備を進めます。また、利用の利便性や業務の効率を考え、提出する関係書類を簡素化し、地域にとってより身近な事業となるよう取り組みます。

ア 住民への広報、事業説明会の実施

イ ニーズの把握、利用促進

ウ 協力会員の発掘と研修会の実施

エ サービスの受付・事前調査

オ サービスのコーディネート、事後調整

カ 利用料の収受、報酬の支払い（本所業務）

キ 高齢者生活支援サポーター養成講座の開催（西部地区）

つむぎちゃんサポートの協力会員が少ない西部地区では、高齢者の日常生活の困りごとを手伝うサポーターを養成し、生活支援体制整備を促進します。

(3) 地域包括支援センター（担当地区：南部、南西部、西部）の運営

ア 総合相談支援

地域住民の福祉に係る総合相談・手続きの窓口として、必要な制度の紹介や関係機関との連絡調整を行います。

イ 介護予防ケアマネジメント

介護度が要支援の方や生活機能の低下が見られる方のケアプランを作成し、地域の通いの場の紹介や生活支援サービス・介護予防事業への利用調整を行います。

ウ 高齢者の権利擁護

高齢者への虐待防止や特殊詐欺対策の推進、成年後見制度の紹介等を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域における支援ネットワークづくりや、個々の介護支援専門員に対する助言や支援を行います。

また、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決に取り組むとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化や共有された地域課題の解決に必要なサービスや地域づくりにつなげます。

オ 受託センターの連携

松本市から受託している3センターの情報交換やスキル支援を定期的に行うことで、職員の資質向上に取り組めます。

4 児童・高齢者福祉の推進

(1) 児童福祉事業

ア 児童センター（16館）・放課後児童クラブ（2館）の運営

- (ア) 運営委員会の開催（年1回）
- (イ) 運営委員と各館の日常的な関わりを推進
- (ウ) 保護者との懇談及び保護者アンケートの実施
- (エ) 地域活動クラブへの助成

イ 児童センターで実施する事業

- (ア) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（16カ所）
- (イ) 一時利用事業
- (ウ) つどいの広場事業（14カ所）
- (エ) 休日つどいの広場事業（芳川児童センターつどいの広場）
- (オ) 青少年の居場所事業（あがた児童センター）

拡 (カ) 地域との連携事業（児童による地域貢献、高齢者との交流事業）

- (キ) 自然とのふれあい事業
- (ク) 保護者への子育て支援活動

拡 (ケ) 自主事業（児童の主体性育成事業、各館の特性や地域性を活かした事業）

- (コ) 地域を対象とした活動（松本子どもまつりへのブース参加）
- (サ) ボランティア活動

新 (シ) 安全計画に基づく防災訓練や防犯訓練及び職員研修

拡 (ス) 児童と高齢者の交流事業

プラチナセンター利用者や地域の高齢者と児童が、郷土文化の伝承や折り紙、マジック、合唱などを通して交流を深めるとともに、児童が学校や塾では学べない知恵を体得する場づくりと、高齢者の活躍の場の創出と生きがいづくりを推進します。

(2) 高齢者福祉事業

ア プラチナセンター事業の推進

- (ア) 松本市プラチナ大学、生きがい講座の実施
- (イ) センターの利用団体の活動支援
- (ウ) 福祉入浴の実施

イ 福祉団体の活動支援

松本市高齢者クラブ連合会・プラチナセンター利用者の会への支援

ウ 地域福祉・ボランティアセンター・児童福祉と連動した活動支援

(ア) 地域福祉活動への参加

プラチナ大学や生きがい講座の受講生・卒業生や高齢者クラブ連合会の会員等が、地域福祉やボランティア活動等に参加していただけるよう、地区担当職員や地区生活支援員、ボランティアセンターから地域のボランティアや人材募集に関する情報の提供を行い、高齢者の知識や技能を活かした地域活動を促します。

☐ (イ) 知恵と元気のプラチナ事業の実施

“地区の子どもは地区が育てる”を基本に、地区生活支援員との連携を構築する中で、市地域づくりセンターや地区公民館の協力を得て、地区ごとにプラチナ世代が担い手となり、子どもを中心に置いた多世代交流の場をつくります。

Ⅱ 暮らしの支援と権利擁護

基本目標

- 利用者が尊厳をもって在宅生活を送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。

◆ 重点目標

1 暮らしの支援

障がいや傷病、ひきこもり等により日常生活や就労に困難を抱えている方や、複合化・困難化した課題を抱える生活困窮者等を支援するため、当法人の関係部署及び行政、関係機関、民生児童委員等と連携し、アウトリーチ支援による伴走型支援の強化を図り、尊厳あるその人らしい暮らしを支援します。

「松本市生活就労支援センターまいさぼ松本」の運営受託及び生活資金貸付事業により、経済的に困窮している世帯への中長期にわたる家計改善の支援や、コロナ禍で実施した生活福祉資金特例貸付の償還困難世帯等へのフォローアップ支援を行います。

2 権利擁護の推進

認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分なことから自ら助けを求めることが困難な方の権利擁護を図るために関係機関と連携し、成年後見制度及び日常生活自立支援事業等に適切につながるよう、相談や手続きの支援を行います。また、成年後見制度利用促進地域連携ネットワークにおける中核機関業務を一部受託し、後見人等の受任調整、市民後見人の育成等に取り組みます。

◆ 事業概要

1 生活・就労の相談支援

(1) 生活就労支援センター（まいさぼ松本）

様々な理由により社会生活に困難を抱えている方に対し自立支援の相談を行い、関係機関と連携して住居の確保や就労、家計再建の支援を行います。

ア 生活困窮者の自立相談支援（ニーズの把握、自立支援計画の作成、関係機関との連絡調整等）

イ 支援調整会議の開催（自立支援計画の協議、計画の共有・評価等）

ウ 家計改善支援（相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を向上）

エ 食糧支援等の緊急対応

(2) 生活資金貸付事業

ア 生活福祉資金貸付事業（受託事業）

失業、災害等により一時的に収入が減少した方や、療養、転居、就学等により一時的に費用が必要になった方に対して相談を行い、所得等一定の要件の下で必要な資金の貸付を行います。

☒ イ 生活相談支援体制強化事業

特例貸付を通じて顕在化した様々な地域生活課題に対応するため、3地区センターを含む全課による組織内連携体制を構築しました。市内全地区を網羅する当会のマンパワーを活かし、困窮課題の把握や特例貸付償還困難世帯等へのフォローアップ支援をはじめ、様々な生活課題を抱えた世帯への相談支援に取り組みます。

ウ ぐらしの資金貸付事業

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的な理由による生活費の不足を補うため、3万円以内の資金貸付を行います。また、利用世帯の経済状況に応じた償還計画を立て、貸付から償還に至るまで継続的に支援を行います。

2 権利擁護の推進

(1) 成年後見支援センター

ア 中核機関業務の推進

「成年後見支援センターかけはし」を構成する2市5村と協力し、専門職を加えた松安筑成年後見ネットワーク協議会を開催します。後見等開始の前後を問わず被後見人を支援する「チーム」に対して法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携して自発的に協力する体制づくりを進め、後見人等が孤立しない体制を構築します。

イ 担い手育成・活動支援

成年後見制度利用促進法における第2期基本計画の柱でもある担い手育成について、今まで構築してきた土壌を活かし、引き続き担い手として活動できる市民後見人の育成を行います。継続したフォローアップ研修や実務実習を実施し、市民後見人として安心して適切に後見活動が行えるよう支援します。

ウ 法人後見の受任

認知症や障がいなどの理由により判断能力が不十分であっても、その人らしい生活が継続できるように、法人として後見人を受任します。法人後見の適否については、成年後見制度利用促進専門委員会（受任調整）を開催し審査します。

(2) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行います。

ア 福祉サービスの利用援助

イ 日常生活費の管理

ウ 消費契約及び行政手続等に関する援助

3 生活支援事業の実施

(1) 福祉有償運送サービス・公共交通空白地有償運送サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障がい者等の日常生活の利便を図るために有償運送サービスを実施します。

(2) 高齢者等配食サービス事業（受託事業）

高齢者・障がい者等世帯の食生活の維持と見守りのため食事を配達します。

(3) 軽度生活援助事業（受託事業）

一人暮らし高齢者や高齢者世帯へ生活援助員を派遣して、草取りや周囲の片づけなど簡易な作業を行います。

(4) 「ふれあいの家」（奈川地区）の管理運営

奈川地区における一人暮らし高齢者の不安解消・自立を図る居住施設と、高齢者等の生きがい活動の場としての広間を併せ持つ施設の管理運営を行います。

4 奈川社会就労センターの運営

奈川地区内において身体上若しくは、精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている要保護者等に対し、就労又は技能習得のために必要な機会を提供し自立を支援します。

Ⅲ 介護サービスの提供

基本目標

- 利用者が尊厳をもって在宅生活が送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。
- 地域・生活福祉部門と介護・障害福祉部門の両輪による、永続的な組織運営を基本とします。

◆ 重点目標

1 令和6年度介護報酬改定への対応

令和6年度介護報酬改定に沿った加算取得や、増収に向けた各事業の取組みを推進するとともに、これから先の在宅福祉を見据えた事業運営や、安定した経営を持続させるための人員の確保、育成に努めます。

2 地域で暮らす利用者の福祉ネットワークの構築

地域で暮らす利用者の地域での見守りや災害時の支援体制を把握し、緊急時に地域と連携して利用者を支援できるように社協の介護保険事業者として取り組みます。また利用者の困りごと、地域課題等を地域・生活福祉部門と連携し課題解決に向けた取組みを行います。

◆ 事業概要

1 介護保険事業の安定経営

拡 (1) 事業所ごとの目標設定に対する毎月の事業運営の分析と評価

拡 (2) デイサービスの定員数・営業日・営業時間の見直し

拡 (3) 事業の統廃合

(4) 制度改正・報酬改定に対応した事業運営

拡 (5) 積極的な加算の取得による報酬の確保

ア 一本化された新処遇改善加算の上位加算（新規）

イ サービス提供体制強化加算（通所介護）

・サービス提供体制強化加算Ⅰ（新規）（安曇・梓川・きたはらっぱ・北部認知）

・サービス提供体制強化加算Ⅰ（継続）（奈川・四賀・北部・東部）

・サービス提供体制強化加算Ⅱ（継続）（波田）

- ウ 特定事業所加算（居宅介護支援事業、訪問介護）
 - ・ 特定事業所加算Ⅱ（継続）（居宅本所・西部・北部、訪問介護）
 - ・ 特定事業所加算Ⅲ（継続）（居宅四賀）

エ サービス提供体制強化加算Ⅰ（継続）（訪問入浴介護事業）

オ 加算取得へ向けた取組みの強化

（6）利用者確保のための営業活動

拡（7）利用者数を基準とした人員の適正配置

拡（8）人材の確保・定着・育成

ア 福祉の職場説明会等の参加、ハローワークとの連携強化

イ 介護福祉士を養成している大学、専門学校等へのアプローチ

ウ 若年層、有資格者等人材の確保、受入れ

エ 外部研修への積極的な参加、 職員の能力向上とキャリア形成

オ 内部研修・勉強会の実施

カ 資格取得の促進及び支援

キ 事業所間の職員の交換研修

新（9）事業継続計画（BCP）の管理・運用

ア BCPの研修、訓練の実施

イ 利用者、地域の情報の収集と共有

拡 2 地域・生活福祉部門と両輪による組織運営

（1）地域福祉推進会議での情報共有、関係職員による利用者の包括的支援

（2）利用者の地域の困りごとを把握、地区の生活課題として関係機関につなげる

（3）地域ケア会議への参加

（4）特殊詐欺被害防止への取組み

拡 3 虐待防止・身体拘束適正化の体制の強化

（1）虐待防止委員会の定期開催（委員会は身体拘束適正化と一体的に実施）

（2）虐待防止及び身体拘束適正化のための研修会の実施

（3）各事業所へ虐待防止等責任者を配置

4 事業別実施内容

（1）居宅介護支援事業

ア ケアプランの作成、モニタリング及び相談業務

イ 関係者・関係機関等との情報交換・連携

ウ 各種研修会・勉強会・事例検討会議等への参加及び開催

エ 主任ケアマネジャーの育成

オ 実習生・研修生の受入れ

新 カ 介護予防支援事業の指定に伴う予防プランの作成、モニタリング及び相談業務

- (2) 訪問介護事業（介護保険事業、障がい児・者居宅介護事業）
 - ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
 - イ 身体介護、生活援助、通院等乗降介助サービスの提供（介護保険事業）
 - ウ 身体介護、家事援助、同行援護等の実施（障がい児・者居宅介護事業）
 - エ 研修会への参加・実施
 - オ 実習生・研修生の受入れ
 - カ 関係者・機関等との情報交換・連携
 - キ 有償運送サービスの提供（在宅福祉課・北部地区センター）
- (3) 訪問入浴介護事業（介護保険事業・在宅入浴事業）
 - ア 訪問入浴介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
 - イ 訪問入浴サービスの提供
 - ウ 研修会への参加・実施
 - エ 関係者・機関等との情報交換・連携
- (4) 通所介護事業（デイサービス事業及び介護予防教室事業）
 - ア 通所介護計画書、利用状況報告書の作成及び相談業務
 - イ 通所介護サービスの提供
 - ウ その他の通所介護サービスの提供
 - ・認知症対応型：梓川・北部
 - ・地域密着型：安曇・奈川・きたはらっぱ
 - エ 通所型サービスA事業（介護予防教室）の提供（安曇・奈川・梓川・四賀）
 - オ 研修会への参加・実施
 - カ 関係者・機関等との情報交換・連携
 - キ 農園・農場の運営（四賀）
 - ク ナイトケア事業の実施（北部・東部）
 - ケ 地域の小・中学校との交流・連携
 - コ 利用者の家族向け介護者教室の実施（北部・東部）
 - サ 学生のボランティア・職場体験の受入れ

IV 障がい者福祉の推進

基本目標

- 利用者が尊厳をもって在宅生活が送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを提供します。
- 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、積極的な地域連携・多職種連携を進めます。
- 地域・生活福祉部門と介護・障害福祉部門の両輪による、永続的な組織運営を基本とします。

◆ 重点目標

1 利用者への支援・援助

- (1) 利用者が、自己決定に基づいて主体的な生活を営むことができるよう、サービスの提供・助言を行います。
- (2) 利用者の個性を大切にするとともに、他の利用者や職員と共に社会生活を営むことの喜びを感じられるよう、サービスの提供・助言を行います。
- (3) 全体研修や自己研鑽により職員の資質の向上を図り、利用者に目が届く、安全な事業所の運営を行います。

2 安定した事業所運営・選ばれる事業所運営

- (1) 取得可能な加算の取得及び適切な人員配置等により、安定した事業所の運営を行います。
- (2) 関係機関や関係者との情報の共有を綿密に行い、利用者・ご家族・地域住民等から選ばれる事業所運営を行います。

3 地域共生社会の実現に向けた取組み

- (1) 地区や町会等の行事に積極的に参加し、地域と共に生きる喜びを醸成します。
- (2) 本会の強みや特性を生かし、地域福祉との連携や課を横断した総合的な支援を行い、地域に開かれた事業所運営を行います。

社会福祉法人松本市社会福祉協議会「障がい者支援方針」(令和3年9月策定)

<基本理念>

- 共に考え、共に生き、共に笑える場所づくり
- 色とりどりの 自分らしさが輝く社会へ

本会が運営する施設を利用される一人ひとりが互いの違いを受け止め、共に助け合い支え合う心を持って活動するだけでなく、様々な立場の方々が共助・共感の理解のもと、障がいのある方々が自分の意志により自分らしく生き、みんなが幸せになれる社会をつくることを基本としています。

<基本方針>

基本理念の考えを実現するために、次の基本方針とします。

- 利用者の主体性を重んじ、自分の行動に自信が持てるように支援します。
- 利用者の心に寄り添う環境づくりを心がけ、その人らしく笑顔で過ごせるよう支援します。
- 専門的な知識やサービスの向上を図るとともに、人材育成によりチーム力を高めます。
- 利用者・家族・地域住民から評価される質の高いサービスを関係者と連携し提供します。

◆ 事業概要

1 相談支援

(1) 障害者相談支援事業（相談支援センターにじ）

ア 相談支援

心身に障がいを抱えた方の日常生活にかかわる相談に応じ、地域で安心して暮らすための情報を提供

イ 障害福祉サービス等利用計画の作成

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所として、障害福祉サービスの利用を希望する方のサービス等利用計画を作成

新 ウ 事業運営体制の強化

(ア) 相談支援専門員の資格取得、人材育成の推進

(イ) 相談支援専門員の兼務体制の推進

(ウ) グループホーム、就労継続支援事業所との連携強化

2 就労継続支援

(1) 希望の家

<事業所目標>

「かけがえのない あなたが そばにいるから 希望が生まれ 希望が叶う」

ア 地域住民との交流を深め、安心して地域で暮らすことができる力を身につける
支援の提供

イ 新規受託製品の確保と利用者の技術力の向上による工賃アップの取組み

拡 ウ 利用者の実態に対応した継続性のある支援力の強化による通所率の向上

エ 関係機関との連携による新規利用者の受入れ

(2) 喫茶「C a f e ポリジ」

ア 地域との連携

拡 (ア) 地域住民や、他課・団体との協働による「木陰マルシェ」の運営（地域連携・他職種連携）

(イ) ポリジの特色を生かしたイベントの提案や利用促進による安定経営

イ 共同店舗として

(ア) 各施設のファンや関係者を取り込み、ポリジを利用した展示・販売会の実施

(イ) 各施設の強みをいかした自主製品の商品開発販売や、ポリジでの継続した発注をとおしての商品周知の醸成

ウ 一般就労に向けた取組み

新 (ア) 顧客対応によるコミュニケーション力の向上等を習得し、特性に合わせた支援の強化によるスキルアップを目指す

(3) 岡田希望の家

<事業所目標>

「仲間とともに 働く幸せ 人に役立つ幸せ 明るく 楽しく あきらめず」

拡 ア 施設の大規模改修に向けた取組みの強化、地域への協力依頼

イ ボランティアとの共同作業による地域との団結、地域行事への参加等による地域住民との交流と地域における障がい者理解に貢献する人材の育成

ウ 利用者自らが立案、実施する活動（リフレッシュの日等）による自立生活力の向上支援

拡 エ 草木染め製品の品質向上と地域における展示販売（カフェポリジほか）による収入増加と工賃アップ

オ 作業能力向上のため、利用者全員が同じ作業ができるような支援体制の確立

(4) 南ふれあいホーム

<事業所目標>

「あたりまえのことが あたりまえにでき じりつ（自立・自律）できる自分になれる」

ア 安定経営への取組み

(ア) 新規利用者確保のため、相談支援事業所等の関係機関と連携を密にし、見学者・体験実習生を積極的に受け入れる。

(イ) 受託作業の安定的な確保と新規受託の開拓、自主作業（主ににじいろ工房）の拡充を進める。

拡

(ウ) 地域連携を深めるため、イベント等への継続的な参加、ポリジを核とした幅広いPR活動等に取り組み、その成果を可能な限り発信する。

イ 現利用者の通所モチベーション向上への取組み

(ア) 工賃アップによる生活基盤の安定（日常生活の自立につなげる）

拡

(イ) 就労移行、A型事業所、一般就労へのステップアップに向けた意識の醸成

ウ にじいろ工房の充実への取組み

(ア) にじいろ工房のあり方（利用者支援を第一に、設備や人材を最大限活かす）を基本に、工房目標「一歩ずつ、一緒に！」を着実に進める。

拡

(イ) 自主事業の拡充（販売機会の新規開拓、新商品の開発促進等）を通じ、利用者と職員のレベルアップを目指す。

(5) 北ふれあいホーム

<事業所目標>

「**き**もちを1つに思いやり **た**すけあいの心をもつ **ふ**んばってあきらめず
チャレンジする心 **レ**ベルアップを目指す **あ**かるく たのしく
いつも元気で自分らしく」

ア 障害相談支援事業所等の関係機関との連携による利用者の安定確保と一般就労支援の強化及び通所率の向上

イ 新規受託製品の確保及び自主製品（新作パン）等の開発取組みによる収入の確保と工賃アップ

新

ウ パン製造販売に係る事業所運営のあり方の研究（製造設備・販売店舗を最大限活用した取組みによる利用者支援）

拡

エ パンの訪問販売、地区イベントへの積極的な参加による地域とのつながりを生かした事業所づくり及び地区住民との交流による地域連携

拡

オ 店舗を活用したパン等の販売イベント開催による地元地区住民との交流及び魅力ある店舗づくりによる収入の確保

(6) 障がい者就労センター・はた

<事業所目標> 「雨にも負けず 風にも負けず 太陽と緑と笑顔の仲間たち」

《合言葉》 みんなでやれば なんでもできる できる！ できる！

やればできると信じよう！

ア 各養護学校との相互訪問等の積極的な交流、及び地域の行政機関等との連携による利用者の確保と、利用者の情態を勘案した通所率の向上

イ 農福連携及び地域連携の取組みによる利用者の外部就労機会や生きがいづくりの場の創出

拡

ウ 新規受託製品の確保や農作物・木工品・手芸品の充実と販路拡大、独自販売会の複数開催による収入の確保と工賃アップ

拡

エ 利用者が通所したくなる事業所づくりに向けて、利用者全員が一つのテーマに取り組む

3 児童発達支援・日常生活支援

(1) しいのみ学園

<事業所目標>

「㊦あわせねがい ㊩ろとりどりにえがくみらいへ ㊨びのびたのしく

㊭んないっしょにはじめのいっぽ」

ア 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業における子どもの状況に応じた適切な発達支援と療育の質の向上

新

イ 市担当者、医療的ケア児童コーディネーター、医療機関との連携強化

(2) 心身障害者福祉センター

<事業目標>

「在宅障がい者の外出の機会をつくることで、仲間との出会いや活動を増加し、ともに生きることの喜びや楽しさを実感できる場所づくり」

ア 「やまなみ学級」の実施

(ア) 仲間との出会い・交流・活動の場

(イ) 日常生活・社会生活を支援する訓練・学習・創作活動の実施

イ 自分らしさを表現する講座の開講

(ア) 他の施設・サービス等の利用が困難な方の自分らしさを表現し、自立を進めることができる場所

ウ 通所困難な障がい者へのサポート

(ア) 生活範囲を広げるためのリフト付き送迎車の運行

エ 聴覚の不自由な高齢者のサポート

聴覚高齢者デイサービスの「デフクローバー」・「すまいる」による社会参加

4 地域生活支援

(1) 総合社会福祉センター「ふれあいまつり」の実施

ア 世代や分野を超えてつながる喜びを実感できる空間づくり

イ 開催意義の共有から地域・多職種連携を視野に入れた開催内容の企画・検討

(2) 障がい児者及び家族のリフレッシュ事業（ふれあいバスハイク等）への協力

(3) 福祉団体の支援

ア 本会を拠点に活動している福祉団体への協力

(ア) 松本市身体障害者福祉協会

(イ) 松本市しいのみ会

(ウ) 松本市手をつなぐ育成会

5 グループホーム

<事業所目標（井川城）>

「楽しくて 心落ちつく にじの家」

<事業所目標（水汲）>

「笑顔で帰ってきて ほっとできる場所 それが『つむぎの家』」

(1) 利用者への支援・援助

ア 自立した生活を行うための援助・提案

イ 利用者間の交流等による相互理解への援助

(2) 安心・安全・安定の事業所運営

ア 取得可能な加算等の取得による給付費の確保

イ 緊急医の見直しと連携の強化

ウ 災害発生時の対応の見直しと周知徹底

(ア) グループホーム井川城は、一時避難所と提携先との連携を強化

エ 定期的な研修等による職員の資質向上

オ ショートステイ水汲のあり方の検討及び検討結果に基づく対応

(3) 地域共生社会に向けた取組み

ア 町会・公民館活動、ボランティア等への積極的参加

イ 関係機関・職員との情報共有

V 組織の基盤強化・発展

基本目標

- 事業と組織について住民の理解を深めるため、積極的に情報公開を行い、説明責任を果たします。
- 職員が互いを思いやり、共に成長するために、組織内の連携を強め、働きやすい職場環境づくりを進めます。

◆ 重点目標

1 持続可能な人事・給与制度の構築

人材確保及び均等・均衡待遇の対応を図り、また、本会の財政状況の変動に対応できる給与制度を構築するため令和3年度から協議を進めてきましたが、本年度はこれを施行し、持続可能な組織運営を行います。

また、職員の意欲、実績等を評価し、人事・給与に反映させるための新たな人事考課制度を提案し、導入に向けて実践的な職員研修を行います。

2 財政改善

令和5年度に策定した経営安定化計画を実行し、介護報酬の加算取得等により増収を図るほか、支出の見直しや赤字となっている補助・受託事業のあり方を見直し、法人全体で収支を改善します。

3 情報発信力の強化

令和5年度に刊行した本会のガイドブックを活用し、本会の活動を積極的に広報することで住民のニーズに応じていきます。併せて本会ホームページをリニューアルし、効果的な情報発信を進めます。

4 危機管理体制の強化

新たに策定した業務継続計画（BCP）を基に研修・訓練を行い、計画の検証と更新を実施します。

◆ 事業概要

1 組織体制の見直し

松本市社協全体が一体となって地域福祉及び介護福祉事業を推進するために、現在の地区センター及び地区事業所のあり方を検討し、より実効的な組織体制を整備します。

2 人事・労務管理

(1) 人事・給与制度改定

- ア 規程類の再調整
- イ 決算に基づく労使協議の実施

(2) 人事考課制度の構築

- ア 外部コンサルティングによる新たな人事考課制度の提案
- イ 導入に向けた職員研修の実施

(3) 職員の育成

- ア 社協職員としての階層別研修の実施
- イ 労働安全衛生に関する全体研修の実施（メンタルヘルス、交通安全等）

3 財務

(1) 経営安定化計画の実行

- ア 不採算となっている指定管理・受託事業のあり方の協議
- イ 人員の適正配置

4 広報

(1) 松本市社協ガイドブックの活用

- ア 住民の福祉上の困りごとに対する総合案内として関係機関へ配布
- イ 営業活動、求人募集における本会の説明・宣伝資料として配布

(2) ホームページの再構成

- ア ガイドブックに合わせた再構成
- イ スマートフォン対応

5 危機管理

(1) 業務継続計画に基づく研修・訓練の実施と検証、更新

(2) 災害備蓄品の整備

(3) 職員間の連絡専用ツールの導入検討

6 会務

(1) 理事会の開催（定時3回、役員選定1回）

(2) 評議員会の開催（定時3回）

7 施設の管理運営

(1) 総合社会福祉センターの管理運営（指定管理）

(2) 北部福祉複合施設（ふくふくらいう）の管理運営（受託事業）

(3) 梓川福祉センターの管理運営（指定管理）

(4) 奈川屋内スポーツ施設ほのぼの広場の管理運営（指定管理）